

平成20年第3回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成20年9月10日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時24分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	9番	平野 洋一 君
	11番	遠山 昭二 君	12番	岡崎 治夫 君
	13番	谷口 隆徳 君	14番	山田 道行 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	斉藤 昇 君
	17番	山居 忠彰 君	18番	牧野 勇司 君
	19番	菅原 清一郎 君	20番	中村 稔 君
	21番	神田 壽昭 君	議長	22番 岡田 久俊 君

出席説明員

市 長	田 効子 進 君	副 市 長	相 山 慎 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君
市民部長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	宮 澤 克 己 君
経済部長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局 次長	三 好 信 之 君

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会 伊藤暁君

監査委員 三原紘隆君

監査委員 佐藤準一君

事務局出席者

議事事務局局長 辻本幸慈君

議事事務局局長 藤田功君

議事事務局幹事 浅利知充君

議事事務局幹事 中井聖子君

議事事務局幹事 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

副議長(池田 亨君) ただいまの出席議員は19名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(池田 亨君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。22番 岡田久俊議長から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(池田 亨君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

9番 平野洋一議員。

9番(平野洋一君)(登壇) お許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、地域内生活道路の整備についてであります。

市街地の均衡ある発展を図るために、都市計画街路については、計画的整備に努めていく必要があります。中でも名越通りに通じる宗谷線踏切は、地域住民の生活道路はもとより、現在も市内循環バス並びに都市間バス路線として、あるいは西小学校の重要な通学道路として大きな働きを果たしつつ今日に至っています。本市が全国にアピールしている合宿の里としての主要な練習競技場及び宿舎に通じる道路にも位置しています。

過去においてはさほど支障を感じず、これでよしとされていたことではございましたが、今となっては決定的に問題が生じてまいりました。それは、わずか7メートル少々と踏切の幅員が足りず、市内の生活道路の中でも最も障害のある箇所となってきたからであります。小型車はどうか踏切上で交差できますが、大型車に至っては、交差は無理でありますし、残念ながら歩道も確保されておりません。したがって、車が進行中は歩行者は全く通行できない状態です。

このような状況を踏まえて、昨年審議された士別市総合計画基本構想に踏切改良事業が組み込まれたことは極めて妥当なことと考えるわけであります。しかしながら、現地に立ってみて、素人目に見た考えでも駅に通じるポイントをまたいで踏切が設置されていること、踏切の前後にいずれも3方向に放射する道路があり、かつ直線ではなく曲がっていること、したがって、工事そのものが難しい条件下に置かれているように思われます。

さて、前置きが長くなりましたが、今後10カ年のマスタープラン作成の過程で、JRに対して市側からどのような要請なり陳情なり、あるいは請願等がなされていたのかお伺いしたいと

思います。本市の事業一覧に明確に提示されているところから考えますと、対JRとのある程度の接点があり、確かな根拠があつての事業提示と考えるからであります。その際、事業の施行上、市側からどのようなプランを持って臨んでいたのかお尋ねしたいと思います。児童の通学上の安全確保のため、連日緑のおばさんに日々懸命に御尽力をいただいているポイント地点でもありますし、地域住民はもとより学校関係者も日夜心配している事案であるからであります。加えて、国内有数の合宿地としてオリンピックランナーにも愛用されている道路であります。本市として恥ずかしくないよう生活道路として整備しておくことは緊急を要すると思いますが、お考えを拝聴したいと思います。マスタープランでは、まだまだ先の案件になっているようでございますが、この際、前倒ししてでも事業に早急に着手ができないものか、お考えを賜りたいと思います。

2点目は、コミュニティ活動の効率的運営と組織強化についてであります。

近年少子・高齢化社会が進展する中で、多世代世帯が減る一方、核家族化が進み、加えて単身生活者や独居老人が増えるなど、地域に暮らす人々の生活様相は大きく変化してまいりました。言うまでもなく、コミュニティ活動は地域に暮らす人々がともに手を携え、互いに助け合いながら共通の目的意識のもとに取り組んでいく住民参加型の活動であります。

とりわけ地域におけるお年寄りを大切にす敬老事業を中心とした福祉の活動や花壇の造成、ごみ広い運動等の環境保全を初めとして、交通事故防止の啓蒙活動や街路灯の敷設、点検、修理など防災・防犯活動、更には盆踊り、歩こう会、雪祭り等の青少年の健全育成、地域住民の健康増進活動など、多岐にわたって地域づくりの実践の場でもあります。こうした活動は、近隣との強い結びつきや世代を越えた交流がなくては達成できませんし、昨今、地域の連帯感が先細り、その希薄化が懸念されていることには、まことに残念なところであります。

本市では、昭和55年に現行の自治会制度に移行し、合併後すべての地域に74の単位自治会と5つの地区連絡協議会が組織され、その取りまとめを行う自治会連合会が中心となって、それぞれの地域で創造的な取り組みが展開され、コミュニティ活動が推進されているものと考えます。

さて、コミュニティ活動を育成、強化するために、本市では自治会活動補助事業を組み込んでいますが、助成基準はどのようになっているのか、この中身をかみ砕いて御説明いただきたいと思います。私の居住する自治会内を例に試算しますと、自治会活動に対する行政側からの補助金はわずか年総額で十数万円少々に過ぎません。この金額で自治会活動の活性化をと言われてもはたと困惑するばかりでございます。それに引きかえ、行政側への支出の面から見ますと、消防後援会費、観光協会費、防犯協会費、招魂祭奉賛会費、社会福祉協議会協力金、赤い羽根共同募金協力金などなど上納金というのでしょうか、要請金というのでしょうか、上部への協力金もしくは負担金が戸数充て年額約3,000円、総額では100万円を超えているのであります。実に自治会費全体の40%にもなるのであります。この収支バランスの異常さ、事実をどのようにお考えいただけるのでしょうか。

このような状況下では、自治会本来の自主的活動が制約され、自治会とは名ばかりの行政の指示伝達機関、もしくは上納金納付団体化され、行政の手足になっているとも受け取られる状況にあると思います。1枚の納入依頼書で、あなたの自治会の戸数はこれこれですから納付金はこうなりますといったすべて一括回収システムは改めるべきとは思いますが、お尋ねしたいと思います。最も困るのは、金額の多い神社関係諸納付金です。思想・信条の自由を盾にとられると、快く納めていただくことは極めて困難でございます。行政サイドからも何とか一言申していただきたいものと思いますが、いかがでしょうか。

更に、今年度に入って、市の所有になっている各自治会館の火災保険料が利用者負担になりました。地域住民の多額の出費と協力をいただいでできた建物を維持管理していただくだけでもかなりの出費です。市内にはこういった施設のない自治会もございます。施設を持てば負担が増えることについては、住民はなかなか合点がいきません。ここに至った経緯を詳しく御説明いただきたいと思います。

これに加えて、まだ出費はかさみます。戸数充て年額約1,500円、年総額で約60万円の街灯費が加わります。本市では半額補助方式ですが、防犯灯の役割も考慮して全額行政費負担のまちもあるのであります。今後検討の余地はないものでしょうか。こうして考えてみますと、本市では、各家庭に負担を強いる領域が広がるばかりであります。

同時に原油高騰のあおりを受けて、自治会館維持費もはね上がり、各自治会の収支状況は極めて厳しい状況に立ち至っているのであります。心配なことは、今後においてこのような状況が続くと、自治会、町内会の魅力が薄れ、これから地域を担う若い世代、また新住民の無関心を増幅するという深刻な悪循環を招くのではないかとということであります。市の財政そのものも厳しい状況下ではありますが、自治会に移行してかなりの時間も経過いたしました。この際、自治会の効率的運営と組織強化を図る上から自治会活動に対する支援を強め、住民負担の軽減に向けて総点検し、改善策をお示しいただくよう御所見を賜りたいと思います。

以上で私の一般質問といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 平野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私からコミュニティ活動の効率的な運営と組織強化に関する御質問のうち、自治会本来の基本にかかわる総括的な考え方について答弁を申し上げまして、その詳細につきましては、市民部長のほうから、また、地域内の生活関連道路につきましては、建設水道部長のほうから答弁をいたします。

コミュニティ活動は、一人一人の市民や各種団体を初め、企業、行政などのあらゆる主体が共通理解と相互連携を更に深めることによって複雑化する地域課題の的確な対応や主体的、自主的な解決を図るものであります。その中におきまして、自治会は特に地域力を高め、地域力で進めるまちづくりの実践そのもの場であるとともに、市民生活にとりまして極めて重要な役割を担っております。また、自治会の活動を活発化することは、コミュニティ意識の高揚や

地域リーダーとなる人材の育成など、市民の力で自立したまちづくりを進めていく基盤となり、すべての市民が生涯にわたって生き生き伸び伸びと毎日を過ごすことのできるまちを築いていくものであります。

自治会連合会につきましては、明るい環境、住みよい地域社会を創造するため、今日まで花いっぱい運動、交通安全運動、防犯運動、地域の社会福祉の各運動を実施され、多くの地域づくり活動に各推進員を配置して組織強化を図るなど、みずから積極的に取り組んでいるところであります。

また、平成17年9月の土別市と朝日町との合併協議の際にも自治会連合会が住民と行政とのパイプ役となって、朝日地区においては、平成19年4月から16行政区が7自治会へ再編移行したのを初め、土別地区におきましても、平成16年度から今日まで12自治会が効率的運営と組織の強化を図るため6自治会に再編され、現在全市で74自治会が地域の住民の連携強化を図るために、自治的活動を積極的にみずから展開をしているところであります。

また、今日の急速な時代の変化に伴い自治会活動も多様化している一方では、自治会活動の根幹とも言える地域住民同士のつながりが、従来から比べると希薄になってきているとの課題も抱え、自治会活動そのものが停滞することが懸念はされておりますが、前段申し上げましたとおり地域活動の活発化にとりまして、自治会の果たす役割は大きなものがありますので、自治会連合会とも連携をして組織の強化、更には支援に努めてまいりたいと存じます。改めて申し上げますが、自治会のみずからの発議のもとで地域をより一層活発化させていく、そのような形成をぜひ願ってやまないものであります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） コミュニティ活動の効率的運営と組織強化についての詳細につきましては、私からお答えをいたします。

まず、自治会活動補助事業の助成基準及び各種後援会費、協会費、協力金等の自治会負担についてであります。昭和55年1月の現自治会制度スタート以来、現在まで各種研修会、事業を開催し、コミュニティ活動の育成、強化を図っているところであります。そこで、各自治会への活動助成基準についてであります。均等割と世帯割との2つの基準で助成し、公平となるような仕組みとなっております。その助成基準は均等割は1自治会、市内地区2万円、農村地区2万2,000円となっており、世帯割は1世帯当たり一律120円となっております。そのほか広報等の配布協力費及び納税推進員活動助成等を含めると、平成20年度予算では合わせて約700万円となります。加えて、自治会連合会からはコミュニティ運動推進にかかわる地区活動費、花いっぱい運動推進費、市の花普及推進費、合わせて約290万円が各自治会へ交付されております。

次に、各種協会費、後援会費、協力金等についてであります。負担金の納入はあくまでも任意でありますので、これら負担金の占める割合につきましても、それぞれの自治会におきま

してさまざまな状況があるものと考えております。これらの負担金は、防災・防犯における地域の安全・安心を守る活動、更には福祉活動や観光産業を通したまちづくりなど、それぞれが地域社会においてさまざまな役割を担うためのものでありまして、その運営は市民の皆様の御協力により成り立っているものであると認識いたしております。会費等の徴収方法につきましても各自治会の判断により実情に沿った方法で実施しているところであります。

したがいまして、各種団体の会費を一括で徴収するののかも、各自治会の判断で実施しているところでございます。また、神社関係の諸納付金であります。これらの徴収方法についても同様に各自治会の判断で実施しているところであります。

次に、自治会館の火災保険料の自治会負担にかかわる経過についてのお尋ねであります。平成17年3月に対象となる自治会へ、保険料を市から自治会負担とすることに対して説明とお願いをするとともに、自治連との継続協議をしましてまいりました。その後2年間の協議期間を経て、自治会連合会との合意を得たことから、平成20年度から火災保険料を各自治会で負担していただくことになりました。なお、保険の加入であります。単自治会加入より団体での加入をすることで少しでも保険料が軽減されることから、市では対象自治会から保険料を預かり、一括して加入することもあわせてお願いしたところであります。

次に、防犯街灯経費についてのお尋ねであります。平成20年度予算では、防犯街灯総数2,542灯で、この維持費にかかわる各自治会への補助金総額は、2分の1の助成で約541万円であります。全額行政負担のまちもあることは承知いたしております。助成につきましては、現在の2分の1の補助を基準としながらも、農村地区と市街地区の1世帯当たりの負担格差につきましても、今後とも自治連と協議を継続してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁いたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から地域内生活道路の整備についてお答えいたします。

名越通り踏切改良事業についてであります。名越通りにつきましては、昭和35年に国道40号から西広通りを結ぶ延長約1,060メートル、道路幅員18メートルの都市計画道路として決定された路線であり、JR宗谷線との交差部は跨線橋として幅員23メートルの計画となっております。南郷通りの整備に伴って、南郷跨線橋が設置されたことにより、交通量の緩和が図られ、現在も平面交差踏切として地域の方々に利用されております。

名越踏切の現状であります。延長は12.9メートル、幅員7.2メートルと接続する前後の道路に比較し、狭隘となっており、歩道も未設置のため、交通安全上の見地からも改修が望まれているところであります。当踏切の都市計画上の取り扱いにつきましては、現在も立体交差計画の位置づけとなっております。整備済みの観月跨線橋と南郷跨線橋の距離は約1.2キロメートルであり、そのほぼ中間にありますことから、新たな跨線橋の整備につきましては、費用対効果の面からも困難な状況であります。踏切改良について検討いたしているところであります。

ります。

近年、国土交通省におきましては、踏切における支障箇所等が社会問題となっており、踏切道改良促進法の改定とともに、歩行者の安全確保の観点から、暫定改良拡幅事業に向け調整の方向であり、長期未整備である路線の見直し検討も進められるなど、制度改定の推移を見守る中で名越踏切においても、踏切改良とすることが妥当であるとの考えから総合計画の後期に位置づけを行ったところであります。

こうした状況を踏まえ、市の改修計画は、現況にある前後の歩道に接続される両側歩道設置とし、幅員18メートルの踏切整備について、平成17年度にもJR北海道と協議をいたしてまいりました。その結果、交差点が近いことや踏切内にポイント切りかえ装置もあり、改修に当たりましては億単位の工事費を要するなどの課題もございますが、技術的には改修可能であるとの判断が下されたところであります。

総合計画での事業前倒しの件につきましては、児童など歩行者の安全確保や国内有数の合宿地としての観点からも、緊急の対応が望まれておりますものの財政計画との整合を図りました土別市総合計画に基づき、まずは駅西地区の街路、西広通りの事業を進めることが最優先の課題であると判断し、平成25年度からの後期に実施する計画といたしたところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 14番 山田道行議員。

14番（山田道行君）（登壇） 平成20年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

まず、ホテルと観光の共存について御質問をいたします。

私は、これまでホテルが飛び交うすばらしい自然と環境を次代へ引き継ごうとの思いから、ホテルの里の地道な活動をしてまいりました。時には水枯れや、ようやくふ化しても心ない人たちに乱獲されるなどなかなか容易な道ではありませんでしたが、ようやく本運動に光が差してきました。これまで行政には重い腰を上げてもらえずに、なぜ理解をしてもらうことができないのかと、本運動は今の時代にはマッチしないのかと悩んだこともありましたが、運動は継続あるのみとの考えから、とりあえずホテルの飛び交う姿を一度見てほしいとのことで、行政の職員と報道関係の方々との観賞会を昨年実施いたしました。このときは、初めて見る方もおり、あちらこちらで「きれいだな」という感嘆の声が聞こえてきて、見てもらってよかったと思う反面、また何の支援もないだろうなと思ったことも事実です。

しかし、本年度の政策予算にホテルの里の整備が計上され、職員の方と地域の方の手づくりによって整備がなされました。木材のチップを敷き詰めた遊歩道や朝日糸魚小学校の古材を活用した資源循環の工法により、遊歩道の両側には安全さくも完成をいたしました。この活動はまさに協働の取り組みであり、大変意を強くいたしました。

更には、この整備をされたホテルの里を多くの市民の方々や本市に訪れる観光客の方々にも

見ていただくということで、体験ツアーの中にも組み入れていただき、実に期間中1,500名の方々が訪れました。私もホタルの案内役としてホタルの習性や出す光は求愛、威嚇、刺激を受けて、SOSのサイン、ホタル同士の会話といった意味を持つことや、光の色は意味によって黄緑色や黄色などに変化することなど、見分けるのには難しそうだが、ホタル通になったら気持ちまで推しはかられて一層楽しめることを紹介し、参加された方々と、ホタルの幻想的な光が横一面に広がり、まさしく天の川のように、何て自然の力はすごいだろうと改めて実感をすることができる夏でありました。

これまでの行政の取り組みや関係機関の方々に厚くお礼を申し上げます。ただ一つだけ残念なことがあります。ホタルの里までは道道から幅員が狭いということから、車の交差がスムーズに行えないため、ホタルの里の近くでは車のライトが直接里全体を照らすために観賞会に支障を来す結果になりました。そこで、幅員はそのまま、ホタルの里の近くに車の交差できる待避所を数カ所設けていただくことができないか、財政が厳しいことも承知しつつお尋ねいたします。

次に、浅学非才の私ではありますが、1つの提案をいたしたいと思います。御承知のように、ホタルはきれいな水、きれいな空気、きれいな土が必要なことから、環境汚染に大きく左右される生物であります。今日食の安全・安心が国民の大きな関心事になっている現状を考えますと、現在、市長を先頭に鋭意邁進されております計画の中の上士別地区国営農地再編整備事業において、この安心感を与えるホタルをキャッチフレーズにして、生産される農畜産物、とりわけこだわりの米の産地としてアピールすることができないか、また、本年7月環境庁が主催する全国星空継続観察で学田丘陵地が満天の星の丘として全道一となり、このことは本市が公害がなく、自然が満ちあふれている確かな事実であります。ホタルの里、満天の星の丘の原石を更に磨きをかける絶好のチャンスであり、食の安全・安心は本市の水、空気、土地からの生産される農畜産物へのインパクトとして活用できると考えますが、検討をお願いをいたしたいと思います。

次に、平成18年第4回定例会で、ホタル条例について質問をいたしました。平成20年度をめぐり策定予定の環境基本計画とあわせて制定予定の環境基本条例と整合性を図りながら検討を進めるとのことでしたが、何も行動がされておらず、ただその場しのぎの答えをもらったことに失望いたしました。今後どのような考えをしておられるのかをお知らせをお願いいたします。

次に、地産地消と学校給食についてお伺いをいたします。

土別の基幹産業は農業と、皆さんが土別市を紹介するときにはだれもが口にしていることと思います。今、我がまち土別では、農業はまず土づくりからといって、堆肥等を入れて土づくりに力を入れることを基本にしております。そして今、収量向上のため生産技術を高めることも進めております。その中で、農業者は何とかしなくてはならないと土づくりから始め、生産向上に努力をし、そして商品をつくっているわけですが、どのように商品を安

定して売れるのか、また、地元産の生産品をどのように消費するのか。ただつくったものを農協に出せばよいということではないと思います。私たちの市も地産地消という言葉を使っている限りすさまじい努力が必要だと思っております。

今いろいろと調べてみますと、全国の中で地場産物で学校給食、早く言えば地産地消の中、学校給食に力を入れているところが多くなってきております。前回の議会の中でも土別の麦でパンをつくって給食に出せないかという質問があった。そのことにおいても、コストを下げる努力をして使っていく姿勢を見せなくてはならないのではないかと思うわけです。

中でも福井県小浜市では、米飯給食は週4回で、今、週5回を目標にしていると。その食材は米、野菜、水産物等は地場産に取り組んで、足りない食材は県内産で補うということで輸入食材は一切使われていないと。また、栃木県では、米飯と米粉のパンでの給食に試みていると。米粉は高コストについていたが、近畿米粉食品普及推進協議会で上新粉を使った製パンに成功したところの技術指導の協力要請で、地場産の米粉を使い、低いコストで実現することができたと、自分たちの市町村の地産地消に努力をしている。その他岡山県では、米飯は地元米、地産地消で給食費を据え置きなど、鹿児島、北海道江別市、埼玉県、山梨県などが地元を中心とした給食に対応しているわけであります。

私たちのまちでも、土別市農業・農村振興に関する建議の回答の中で、地元産米のPRに努めるとともに、米粉利用については地元の製パン業者や菓子商組合、更には製めん業者が一体となり、米粉を活用した加工品の試作研究を行おうと、米の消費拡大の推進に向けて積極的に取り組むという答えであった。地元には米や野菜があることで米飯給食の回数を増やすことができないうか。また、地元産小麦と米粉でパンをつくって給食に出す、おかげも地元の野菜をとという地元産の消費拡大の考えで、子供たちに安全・安心の給食を考えられないか。いつも前向きに検討する的な答えが多いのですが、これを目標にして実現されるような回答をしていただくことをお願いをいたしまして、一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 山田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私からホテルと観光の共存について答弁を申し上げ、地産地消と学校給食につきましては、教育委員会から御答弁を申し上げます。

ホテルの里につきましては、上土別町22線の親水池において地域のホテル部会の方々が自然環境の保全を通し、近年なかなか観賞することのできない美しい光を放つ幻想的なホテルについて、長い年月をかけ、丹念にその育成に取り組まれてまいりましたことから、年々増え続けて、現在池一面にホテルが飛び交うまでになったことは大変喜ばしい限りであります。御質問にもありましたように、熱意が人を動かし、また行政を動かす、これは大変すばらしいことと評価をし、改めてこのことに対して敬意を表するものであります。

その中で、重い腰をとのことでありましたが、私は決してそういうことではなくて、よい発想であっても、これが持続的に本当に将来、単に淡い光を放っているホテルが美しいという観

賞だけに終わってしまってはならないというところに行政が手をかさなければならぬ、やはり宿命を私は背負っていると思っておるわけでありまして、それは今御発言がありましたように、このホタルの里というのは、極めて環境のよいところにホタルは生息するわけでありますから、そのことをもってして世の中にアピールをします。また、満天の星座の話もありましたけれども、空気が澄んでいる、そんなところから生産される食物というのはすばらしいんだということを対外的にアピールをしていく。そして、そんな中から観光にも運動をさせていくというような一連のことを考えますと、そう軽々に行政もよっしゃというような感じでお金をすぐ出すというようなことは、私は少し時間が必要ではないか、そのように考えてきたために、とり方によっては重い腰というふうに当事者からすれば思ったのではないか、そんなふうに思っております。

そうしたことで、市といたしましては、このホタルの里を本市の新たな観光資源としてこれから位置づけるとともに、地域の方々が地道にやはり積み重ねてきたこの取り組みを支援するために、今年の6月に見学に訪れた方々が、安全で安心して観賞することのできる見学路と案内看板についてホタル部会と協働でこの整備作業に取りかかったところでもあります。

また、市民を初め観光客の方々にホタルの里に訪れていただくためには、市の広報紙、新聞等で観賞の適期や時間帯などとあわせ、貴重なホタルの保護をするための見学時のマナーなどについてPRを図るとともに、本市観光事業として、7月に実施の夏休み宿泊体験ツアーにホタルの里を新たに組み入れたことで多くの市民、観光客が訪れたところであります。

そこで、見学客の増加に伴って、上士別町22線の道路に車が交差できる待避所の設置についてであります。お話のように、今年はホタルの里に相当多くの見学客が訪れたことから交通量が多く、このため幅員が4.5メートルと狭い道路では車の交差がスムーズに行えず、車の通行や更にホタル観賞にも支障を来しているところとなっております。このことは承知しておりますが、今後におきましても、本市観光施設としてのホタルの里において、引き続き多くの方々に訪れていただき楽しくホタルを観賞できるように、また、見学客の交通が安全に確保されますように、道路敷地を活用した車の待避所の整備についても検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、国営事業にかかわってのホタルをキャッチフレーズとするこだわり米づくりについてであります。ホタルの里に隣接をして実施をする国営事業は、稲作北限地におけるこだわりの米づくりを大きな柱として掲げており、本市特有の冷涼な気候を利用して、低農薬などに取り組みむと同時に、天塩川上流のきれいな水を活用した安全・安心で、かつ良食味な米づくりを行うことでブランド化を目指すものであります。ホタルは、お話のような清涼感と清潔感を与えるものでありますことから、まさに国営事業で目指すこだわり米のイメージとも言えるわけですが、これをキャッチフレーズとするには、まずは生産者の合意が基本となりますことから、今後の国営事業推進会議におきましても、地元期成会にこうしたこともお諮りをしてまいらなければならないと考えておりますので、決して腰は重いわけではありませんが、そういう

いろいろな問題が内在していることを御理解いただければと思っております。

また、あわせてホテルの里と満天の星の丘を、本市で生産される安全で安心な農畜産物のアピールに活用すべきとのお話がありましたけれども、関係者の合意が、これも前提となりますことから、農協や各生産部会を初めとする関係団体などにおいて協議をしていただけるように鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、ホテル観光の共存にかかわって、環境基本条例及び環境基本計画策定に向けての今後の考え方についてお尋ねがありました。平成18年第4回定例会の一般質問におきまして、ホテルを含め市内に生息する多くの生物種の保護につきましては、平成20年度をめどに策定予定の環境基本計画と環境基本条例との整合性を図りながら引き続き検討を進めていくとの答弁をいたしておりますが、その後、土別市総合計画が策定され、前期事業として位置づけがなされ、平成20年、21年の2カ年におきましても、環境基本計画の策定及び条例を制定する計画となっております。

策定に向けての基本的な考え方といたしましては、ホテルの保護を含めた自然環境の保全、更には生態系の多様性に配慮をし、自然環境を維持し、自然と調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならないものと考えているところでございます。計画などの策定に当たりましては、環境整備にかかわってのさまざまな課題を整理する必要があり、行政としての取り組みだけでなく、引き続き市民、事業者との話し合いや他の関係機関との連携を図っていく必要があると認識をしております。

また、これらにかかわる協議事項につきましても農地環境の保全、森林保護や動植物保護、水質の保全、緑地保全及び環境学習の推進などが考えられるところであります。したがって、行政全般にかかわる広範多岐の内容になりますことから、現在策定に向けて準備を進めておりますが、この計画策定に当たっては、こうしたことにも十分配慮してまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 私から地産地消と学校給食についてお答えいたします。

初めに、米飯給食の回数を増やすことができないかというお尋ねでございますが、給食センターでの米飯給食は週3回実施しておりますが、給食の献立は学校をAとBとに分け、1週間では同じ献立になるよう2コースで実施しております。Aコースでの米飯は月曜日と木曜日が持参米飯、火曜日が委託米飯で、Bコースでは火曜日と金曜日が持参、木曜日が委託となっております。委託米飯用の弁当箱につきましては、前日に1,200個の弁当箱を用意しておりますが、委託米飯の回数を増やすといたしますと、更に1,200個の弁当箱が必要になり、この弁当箱を保管する消毒保管庫、配送用の保温箱、保温箱を収納するスチール台等の物品が必要になりますが、現在の建物ではこれらの物品を保管するスペースがないため、新たに建物を30平方メートル程度増築する必要があり、これらに要する費用につきましては、最低でも1,700万円

程度が必要になりますことから、委託米飯を増やすことは難しいと考えております。

また、持参米飯を増やすことは、パン食あるいはめん類食がなくなることにもなり、メニューのバリエーションの問題もあり、パン食、めん類食を喜んで食べている児童・生徒もおりますことから、今後、学校給食会の献立委員の皆様方とも相談し、また、児童・生徒の意見も反映しながら検討していきたいと考えております。

次に、土別産小麦と米粉を使用したパンの給食でございますが、地元多寄産小麦、春よ恋単品でつくられたパンを7月に児童・生徒に提供し、試食した結果、好評でありました。今後の対応につきましては、さきの牧野議員にお答えしたとおりでございますので、御理解を願いたいと存じます。

また、米粉使用のパンにつきましては、現在試作研究中と聞いておりますので、その成果を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、副食となります野菜類につきましては、現在市内業者による見積もり合わせにより購入しておりますが、できるだけ土別産での見積もりをお願いし、他産地のものより10%以内の価格差であれば優先的に土別産を購入するような努力をいたしておりますし、これまででもすべて土別産の食材を使用した献立の給食も実施しておりますが、特に身近で生産された食材を使用した給食は、地域の産業や食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることや、食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深める機会にもなりますことから、今後も工夫をしながら地産地消の拡大に努めていきたいと考えております。

前向きに検討する的な答えが多いとの御指摘がございましたが、安定供給や流通の問題等もありますが、改めて土別産の活用を大きな柱に学校給食を実施してまいりたいと存じます。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 山田議員。

14番（山田道行君）（登壇） 再質問させていただきます。

学校給食の件で米飯を多くできないかと、私質問をいたしましたら、弁当箱を多くしなくちゃいけないとか、スチールのを多くしてかかる経費が1,700万円とかということを私は答えてくれとは言っていないです。それは財政の中で厳しいという答えを言っているんだと思うんです。私は地産地消の中での学校給食を答弁してほしかったんです。なぜならば、こういう問題というのは、各都府県の市町村がもうクリアしてきているんですよ、こういう問題を。そして、米飯の回数を多くするのか、地元産の野菜を使っていくのか、また給食費を上げないでいこうという、そこに向かっていくときに、これだけお金がかかるんで難しいとかと言いながら最終的に、最後の答えが、いや、地元産を中心にしてやっているという答えと、全然バランスがとれていないんです。

それで、土別の財政を中心にした給食にするのか、それとも地産地消を考えた中での給食をつくるのかという、地産地消を中心にしてやるのであれば、都府県の市町村のものを全部組み入れた中で、土別ができるかできないかというものを答えなくちゃいけないんですよ。ちょっ

と今いつときの数字の中で走るもんですから、まとめていけないんですけれども、そういうことで財政でいくのか、それとも地産地消というものに対していくのか。だけれども、財政を組み入れていったら多分さっきみたいな答えになると思うんですけれども、地産地消をやはり8割、9割を思った中でいくとか、そして、成功してそれに進んでいるところの資料というものは持って、土別との整合性を合わせるとかということができるのかできないのかということ質問いたしまして、再質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 再質問にお答えいたします。

地産地消といった形で、その中で米飯給食についてのお尋ねがあった件につきましては、米飯給食について、回数をこれ以上増やすということについて2つの面がございまして、1つ、後半のほうで申し上げましたのは、米飯給食の回数を増やすという、週1回ずつめんの日とパンの日があると。それを全くどちらかが2週間に一遍になるということで、果たして児童の嗜好だとか、そういうことがそれで済むのかどうかということについては、更に学校給食会の中の献立委員会の中で諮る必要があるということが1点と。

それと、協議の中で持参米飯にするといういたしますと、各家庭にその米の品種はゆだねられるわけですから、必ずしも持参米飯を増やすことによっては地産地消につながるものではないと。とすると、委託米飯を増やさざるを得ないということで、そうなった場合には、基本的に申し上げますと、本州方面かなり先進的に進められているところにつきましては、学校単独給食のところと比較的多いということもありまして、その部分の取り組みが、そのまま学校に設置されている調理場でつくられたものがすぐ生徒のもとに運ばれるということのために、あえて保管だとか保温に要するための施設が必要ないということがございますけれども、本市の場合にはセンター給食ということで、更に朝日町との合併、そして和寒に対しても学校給食を提供しているというような関係で、かなり弁当箱だとか保温、保管、殺菌に要する費用が膨大にかかるというようなこともございますので、米飯給食の拡大につきましては、費用がかかりますということでお答えを申し上げました。

更に、米粉使用のパンですとか、あるいは副食のことにつきましては、極力そういう方向で地産地消を進めることで努力をしまいたいということでございますので。

（発言する者あり）

いや、それは十分答弁の中で、協議をした中で考えたことでございますので、そんなことで御理解をいただければと思います。

それで、そういう方向で基本として、地産地消をあくまでも柱に据えさせていただいて、検討して対応させていただきたいというふうに考えております。（降壇）

副議長（池田 亨君） 8番 柿崎由美子議員。

8番（柿崎由美子君）（登壇） 平成20年第3回定例会におきまして、一般質問を行います。

初めに、公的施設の照明等の安全対策についてです。

このことにつきましては、19年第2回定例会におきまして、駅前駐輪場の整備の関連で、駅前の照明、上士別東高校の通学路の防犯灯、市庁舎周辺の照明についてをあわせて質問をさせていただきます。その内容は、東高校通学路の防犯灯の設置については、市内も郡部も同じ基準になっていますが、広い農村部は地域の負担増になりますので、農村部の設置基準を設けて、ぜひ通学路に防犯灯を設置していただきたい、更に、市庁舎前、市民文化センターや市民会館で夜の催しがあって出かけたときに、いつも感じるのは市庁舎の明かりがないということと、市役所の駐車場の明かりが小さく、大きな建物の周辺の暗やみは危険を感じるものですから、文化センターの前にあるような照明灯はつけられないものかなど、大勢の市民が利用する公共の建物の周辺の環境整備について質問をさせていただきます。

この質問に対しましては、市内から東高校への通学路は道道であり、道路街路灯の設置につきましては、設置管理を行っている旭川土木現業所に要請するが、現在の道財政の状況を考えると新規設置は非常に困難な状況と推察される。そこで、街路灯未設置部分には自治会が独自に設置し、管理する防犯街灯があり、この防犯街灯には市が設置補助金を支出している。防犯街灯の電気料など維持費は自治会の負担であるので、市からの補助金があるとはいえ、面積が広い割に自治会加入戸数の少ない農村地域では負担が大きくなることも懸念される。しかし、朝日地区が自治会移行となり、合併協議に基づいて、平成20年度には朝日地区と士別地区の防犯街灯の補助基準統一を図ることは先決とされている状況にある。農村地区の設置基準については、現在北海道電力が士別市内の防犯街灯数の調査を行っており、今後この調査結果を待って、その後に自治会に対する防犯街灯補助金額などの見直しの検討をする。市街地区と農村地区の住民負担の均衡を図るとともに、防犯灯を設置しやすい制度となるよう自治会連合会とも十分協議し、検討をすると、以上のような答弁をいただいております。

答弁中にありました市街地と農村地区との住民負担の均衡を図るということは、士別市自治会活動補助金交付要綱の改正を伴うものであります。要綱改正に向けて検討されておられましたら、その進捗状況をお知らせください。今はもう9月ですから、日没時間が早くなり、これから雨が多くなることなどを想定すると、通学児童の安全、中学校、小学校高学年の部活、翔雲高校への通学等、児童・生徒の交通安全にかかわる重要な案件でありますから、通学路の安全確保のために早急に要綱改正を行い、防犯街路灯の設置等を速やかに推進することが緊急の課題であると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、市庁舎周辺の照明についてですが、この関係につきましても電気回路の改修にあわせて、庁舎周辺の照明灯の効果的な配置についても省エネとエコロジー、効果的照明に配慮しながら改修を検討するという答弁をいただいております。近隣住民からも増照を要望する声も聞こえてきますので、進捗状況をお聞かせください。

次に、冬期間の路面凍結対策についてです。

顕著な例として申し上げますと、国道239号線にJR宗谷本線に跨線橋があります。跨線橋と西一条通りが交差する箇所は、2月末から3月中旬ごろの期間は日中の融雪水が夜間に凍結

して滑り、通行を危険な状態にしております。ほんの一例として申し上げましたが、市民の交通安全を守る視点から改善策を講じてほしいと思いますので、見解をお聞かせください。

次は、羊の飼養体制強化策として取り組んだ季節外繁殖の成果についての質問です。

平成20年度予算では、綿羊振興事業費として1,366万3,000円が計上されております。そのうち、サフォーク種綿羊振興事業として1,067万5,000円、土別産羊肉通年出荷体制確立事業として60万2,000円、土別産羊肉生産基盤確立推進事業として113万3,000円が計上されております。これらの予算執行に当たって取り組むスタンスは、新規参入による飼養頭数の増加や経営の多角化など新たな動きが芽生える中、優良種の確保による計画的な生産やブランド化等により、通年出荷体制の確立や販路の拡大を目指す、またオリジナル料理の普及拡大や特産品などを通じて、市民と行政が一体となったサフォークランド土別のPRに努めるという方向が明らかにされ執行されてきています。土別産羊肉通年出荷体制の確立は、飼養頭数拡大に直結するものと考えます。そこで、60万2,000円を計上して事業推進に当たっているわけですが、今年度の季節外繁殖の成果の実数をお聞かせください。

また、新規参入による飼養頭数の増加を取り組み課題としていますが、その新規参入の現状はどのようになっているのか、状況をお聞かせいただきたいと思います。

次に、地場産業の育成施策についてです。

ホクレンショップ土別店が9月末限りで閉店する報道がございました。「集客回復見込めず、売り上げ低迷、店舗老朽化」とあり、報道内容は、市内他店との競合で売り上げが低迷している上、営業を続けるためには、老朽化する店舗の改修に多額の費用がかかることなどを理由としている。社員2人は他店に配置転換し、パート従業員27人は全員解雇するというものであります。この新聞報道の末尾に、「閉店で多くの雇用が失われ、極めて残念」という市当局の談話も掲載されておりました。本市にとりましては、事業所の閉鎖撤退は雇用面からだけでなく、市民生活に大きく影響するばかりか、まちづくりにも大きな障害となることが懸念されるのは、言うまでもありません。

本年第1回定例会で示された執行方針では、商工業を取り巻く環境は、長引く地方経済の低迷などから依然として厳しい状況下にあると分析し、この分析の上に立って、商業においては集客力の高い商店街形成に向け空き店舗の利用促進対策やにぎわい創出に向け取り組むとともに、市内事業者の施工を条件に小売店等の店舗改修に対する助成措置を新たに講じるなど商店街の振興に努めていく、また近年各種の都市機能を市街地中心部に集積するコンパクトなまちづくりが中心市街地の活性化に有効な方策となっておりますので、各関係機関、団体などと意見交換をするなど協議を進めていくことを明らかにされております。企業閉鎖は、行政が関与できない領域ではありますが、前段申し上げましたように、市民生活に直接影響する事案でもあり、そういった視点に立って近年の事業所閉鎖等の状況把握が極めて重要だと考えます。

そこで、合併から今日まで事業所閉鎖、廃業及び企業の状況をお伺いし、雇用対策等取り組まれた経過を明らかにしていただきたいと思います。先ほど引用しました市政執行方針で取り

組む課題として列記された事案の進捗状況もあわせてお願いいたします。

加えて、ラブ土別・バイ土別運動の一環として8月24日産業フェアの取り組みが盛大に行われました。この取り組みはまさしく不況感を払拭し、まちづくりの起爆剤としての効果があるものと評価いたしたいと思います。土別地方においては、住宅関連事業が雇用、消費も含めて極めて大きな経済効果をもたらすことは言うまでもないと考えます。そこで、合併以降の土別市が発行した建築確認申請許可の発行状況を年度ごとに、施工業者の土別市内外別と新築、改築別にお聞かせください。

次に、国営農地再編整備事業についてですが、この質問は牧野議員、丹議員の昨日の質問と重複しますが、切実な市民の声でもありますので、あえて私からも申し上げさせていただきます。

本議会における行政報告では、上土別地区での国営農地再編整備事業については、採択に向けて努力するということが明らかにされております。採択されることが大前提になるわけですが、地域の経済振興、農業を基幹産業とする本市経済にとって極めて重要な事業の導入であると考えます。本件については、16年第4回定例会及び17年第1回定例会において山田議員が、また平成18年度決算審査特別委員会において牧野議員が質問されております。それぞれに最も重要な案件として質問されました。市長は、地域の皆さんが本当に困っている現状を憂いて、何とか要望にこたえたいという趣旨の答弁をされております。経済統計は不況が底を打ったと分析しておりますが、当地方における不況感はますます深刻の度を深めているというのが地域の実感かと思えます。地域振興地場産業の育成施策の一環として、この大型プロジェクト事業に地元企業が参入できる道筋をぜひ確立することを強く要望いたします。

次に、2009年度予算編成における水田等有効活用促進対策、耕作放棄地等再生利用緊急対策に対する所見についてお伺いします。

農業振興については、土別の基幹産業が農業であるという位置づけの中で積極的に展開されていることを評価し、敬意を表します。しかし、現実の問題として耕作放棄地と思われる状態が見られることもまた事実です。日本の食料自給率はようやく40%に到達したとはいえ、先進国中最下位と言ってもいい状況にあります。この改善策として、農水省は平成21年度における予算要求の段階ではありますが、水田等有効活用促進対策として526億円、耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金として230億円、産地確立交付金1,477億円で、合わせて2,233億円を計上したことが報道されました。これら予算との対比の中で、土別市として次年度における事業展開をどのように考えておられるのかをお伺いいたしまして一般質問を終わります。（降壇）
副議長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から羊の飼養体制強化策として取り組んだ季節外繁殖の成果について申し上げ、公的施設の照明等の安全対策、地場産業の育成施策及び水田等有効活用促進対策、耕作放棄地等再生利用緊急対策に関する御質問につきましては、それぞれの担当部長から御答弁を申し上げ

げます。

本市で、季節外繁殖は効率的な飼養の増産や年間を通しての安定的なラム肉生産を目的として実施をしているものであり、本年度も昨年に引き続いて7月10日に帯広畜産大学家畜改良センター十勝牧場及び道立畜産試験場の御協力をいただく中で、羊と雲の丘に放牧されております市内農家の繁殖羊120頭のうち授精が可能となった99頭に対し凍結精液の濃度の比較試験も兼ねながら内視鏡による子宮内授精を行ったところであります。現在は妊娠確認の作業実施をしているところでありますが、順調にいきますと12月上旬には出産期を迎えることになる予定であります。また、昨年の実施によって、今年はラム肉の出荷が通常繁殖の場合は6月ごろからとなるところを2カ月ほど早く行えたことに加えて、繁殖メスとしての利用につきましては、通常は翌年の秋となるものが発育の順調なものにつきましては、1年早く利用可能となるなど、大きな成果を得たところであります。本年度の出産時期は、昨年より更に17日早まることからこの効果は更に大きくなるものと期待をいたしているところであります。

また、飼養頭数の増加に向けた新規参入の状況についてであります。建設業からの新分野進出として一昨年新規参入されたかわにしの丘しずお農場において、畑作物の生産とあわせ現在220頭の繁殖用羊が養われているところであり、本年度はこれらを活用したファームインやファームレストランが新たに事業を展開されますことから、今後におきましても着実に飼養規模の拡大が進められる状況にあります。

また、このほかの新たな動きといたしましては、士別産ラム肉が市外への販路も確保され、所得確保が見込まれます状況となる中で、市内の農家法人組織より新規参入の相談を受けており、現在協議中のものが1件、更には道外の会社より本市での取り組み実績を踏まえて参入したいとの問い合わせがあり、市全体の取り組みにあわせた生産体系を前提として飼養場所の選定を行うなど、具体的に進められているものが1件ございます。本年度実施される地方の元気再生事業におきましても、新規参入者の確保に向けて指導体制の整備や飼養管理マニュアルの作成などに取り組むこととしておりますことから、士別産羊のブランド化のもとに、これらの新規参入者を確保しながら増頭計画の着実な達成に向けて、今後とも一層努力をしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から公的施設の照明等の安全対策についてお答えをいたします。

まず、防犯街灯につきましては、平成18年度と19年度に北海道電力が士別市内の調査を実施し、結果について各自治会を通じ市へ通知されており、各自治会が地域実情に応じ、防犯街灯の設置の必要なところに市に対し申請がなされているところであります。平成20年度防犯街灯の新規設置状況では、8自治会から設置の申請を受け、そのうち農村地区からは3自治会6カ所の申請があり、全箇所を設置したところであります。

次に、防犯街灯補助金に関しましては、現行制度において補助率は全地区同率でありますことから、各自治会戸数等の相違により住民負担額に違いが生じてきていることから、その実態把握とあわせ是正措置について自治連と協議を重ねているところであります。

次に、道道士別滝の上線、士別東高等学校通学路の防犯街灯につきましては、道路管理者であります旭川土木現業所に対しまして、街路灯新設を継続して要望してまいりたいと考えております。市といたしましても、本年5月に交通安全運動推進委員会が士別東高等学校の全生徒に対し自転車の夜光反射材を配布し、自転車で通学する生徒の安全確保に努めておりますし、特に薄暮時において、交通安全指導員及び士別警察署と連携しながら交通安全啓発を継続実施してまいりたいと考えております。

次に、市庁舎周辺の照明灯についてお答えいたします。

現在、市庁舎周辺には、6基の照明灯が設置されておりますが、そのうち3基につきましては、老朽化が著しく照度も不十分であり、また地下埋設で配線されている照明灯2基につきましては、漏電も発見されたことから、現在は4基のみの点灯となっており、市庁舎前の駐車場付近は暗い状況となっております。この改善に当たりましては、照明灯の効果的配置、効率的な照明、省エネルギーを念頭に検討してきたところでありますが、その結果、漏電の発見された2基及び老朽化の著しい1基の合計3基については撤去することとし、新たに庁舎前の国旗掲揚ポール付近に照明効率の高い投光器型の照明灯2灯を設置することとし、10月末に完成予定となっているところであります。

次に、冬期間の路面凍結対策についてお答えいたします。

本市の路面凍結対策については、平成5年度から交通安全上危険と思われる交差点などの箇所には焼き砂散布を実施しており、近年は寒暖の差が大きい日が年々増えることに伴い、散布場所も増加し、昨年度は61路線143カ所で行っております。また、市街地を走行している除雪機械の除雪プラウの接地部分につきましては、除雪の後滑らないようなくし形のものを使用しております。しかしながら、国道239号線と西一条道路の交差点は、散布箇所に入っておりませんでしたので、凍結状況の実態を調査した上で対処してまいりたいと存じております。このほか危険な交差点がないか、道路パトロールを強化し、また地域住民から情報を得て安全対策を実施してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から地場産業の育成振興並びに2009年度予算編成における水田等有効活用促進対策及び耕作放棄地等再生利用緊急対策に対する所見についてお答えいたします。

初めに、地場産業の育成振興についてであります。

本市の中小企業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷による消費の伸び悩みに加え、燃油、原材料の価格の高騰と公共事業の縮小などにより、売上高や収益が減少するなど全業種にわた

り厳しい状況下に置かれております。このため、今日廃業する事業所の増加が懸念されており、こうした中、お話の市民の身近な買い物の場として、また雇用機会の提供に大きな役割を担ってきたホクレンショップの閉店はまことに残念であり、憂慮いたしているところであります。

そこで、お尋ねの合併後の平成17年から現在までの事業所の閉鎖及び創業の状況についてですが、商工会議所及び商工会の調査では、合併から本年8月までで倒産や廃業、撤退による事業所の閉鎖は、建設業、小売業、製造業を中心に63件あり、創業は小売業やサービス業などで19件となっております。また、事業所の閉鎖に伴う従業員の雇用対策等については、これまでハローワークと協力連携し雇用保険の受給手続、求人及び再就職のための職業訓練の情報提供と未払い賃金、生活融資資金、退職金給付など離職者それぞれの職種や雇用形態に応じ、各種の雇用、労働相談に当たってきたところであります。

特に、昨年5月に撤退を余儀なくされた中半産業については、離職者数も多く相談内容も多岐にわたっておりましたことから、ハローワークと市の合同により一同に参集しての離職者説明会を開催したところであり、ホクレンショップにつきましても、同様の説明会について現在会社側と協議をいたしております。

一方、商業者を支援する取り組みといたしましては、初期投資の負担を軽減するため、開業資金、設備資金の融資や中小企業振興条例による助成をいたしてきたところであります。

また、本年第1回定例会、市政執行方針における商業振興対策の進捗状況についてであります。このうち空き店舗活用対策については、市内の事業者が空き店舗を購入し飲食店を開業いたしましたことから、その購入費に対して助成をするとともに、本年度小売店等の集客強化と商店街活性化を目的に中小企業振興条例に創設した店舗改修事業において、これまでに改修を行った事業所8件に対し助成をいたしたところであります。

また、にぎわいの創出に向けては、市民に交流や憩いの場の提供と、幼児を対象に家族の似顔絵コンテストを実施し、まちの元気を創出するにぎわい推進事業とあわせ街区ごとに駐車スペースを確保し、消費者サービスを強化した中心商店街振興組合に対し支援をいたしたところであります。更に消費者への余暇活動の場を提供する歩行者天国、市民センター広場などの商店街イベントを開催した商店街3団体に対し助成をいたしてきております。なお、子供からお年寄りまですべての世代が安心して暮らすことのできる商店や住宅、企業などのさまざまな機能を中心部に集積するコンパクトなまちづくりの意見交換については、現在この開催に向け参加メンバー、その時期などについて商工会議所と協議をいたしているところであります。

次に、合併以後の建築確認申請許可の状況についてであります。平成17年度は42件となり、うち市内業者は17件で新築が12件、改築が5件、市外業者は25件で新築24件、改築1件、18年度の許可は50件となり、うち市内は20件で新築16件、改築4件、市外は30件で新築27件、改築3件、19年度は33件となり、うち市内は14件で新築12件、改築2件、市外は19件すべてが新築となっております。このように申請件数から見ても、市外への発注が多い状況となっておりますことから、今年4月に設立されました土別市住まいづくり連絡協議会が実施する建築相

談窓口などの各種取り組みに対し一層の支援を行い、地元企業への発注促進と市民の快適な住環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、上士別国営農地再編整備事業の件につきましては、昨日の牧野議員、丹議員の御質問に対しまして、市長、総務部長から御答弁を申し上げたとおりでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、水田等有効活用促進対策と耕作放棄地等再生利用緊急対策にかかわってお尋ねがございました。お話のように、我が国の食料自給率は現在40%と先進国の中でも極めて低く、加えて国際的な穀物需給の逼迫など食料確保の不安定要因が増大する中であって、国内の食料自給率の向上に向け、水田等を有効活用し、需要に即した農産物の生産拡大を図るため、水田等有効活用自給力強化向上対策が打ち出されたものであります。このうち、水田等有効活用促進対策につきましては、米粉や飼料用米、更には麦、大豆などの需要に応じて転作などを拡大した場合に助成金が交付され、産地確立交付金については現行の産地づくり交付金の基本的枠組みを維持しつつ調整水田などの不作付地を助成対象から除外し、耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金については、耕作放棄地を営農可能な状態に回復するために整地、用排水施設等の整備に対して交付金が交付されます。

そこで、本市のこの取り組みについてであります。本対策は現段階においてただいま申し上げましたような概要しか公表されておらず、詳細な内容はこれから明らかにされるため、本市での事業展開について明確に申し上げることはできませんが、こうした食料自給率の向上に向けた取り組みは本市にとって極めて重要な対策でありますことから、今後の動向を十分注視しながら活用すべきものについては積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 19番 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 平成20年第3回定例会に当たり、さきの通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、除雪対策についてであります。

昨今のガソリン等燃料費の異常な高騰を受け、除雪委託業務における燃料費の予算反映とそれに伴う財政への影響、更には融雪施設貸付制度の見直し、そして公営住宅の融雪施設事業の成果と今後の対策について、そしてまた、委託先事業量の見直し等々重複する部分もありますが、以上4項目についてをお伺いします。

初めに、除雪重機に用いる燃料として主たるものは軽油であります。御存じのとおり油価格はこの1年で4割から5割増しになっており、またこの先も価格が下がる傾向は見られず、それどころか年末に向け更に高騰するのではないかと予想されております。除雪委託業務期間は年末年始を挟み少なくとも4カ月間は除雪重機等が稼働します。委託段階での積算価格が委託業務期間に変動した場合、どのような対応をお考えでしょうか。燃料費高騰により業者に負担がかかれば地域の除雪対策を根本から揺るがしかねない事態となります。北海道では、公示

等において単品スライド条項　これは対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金の変更請求に基づき対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する　を設けるといった対策をとっております。しかし、この条項は後期末2カ月前の申請を調査変更するものであるため、昨今の燃料費推移の状況からすれば、事業者の負担は避けられないものであります。

また、建設業界を取り巻く環境も厳しく、委託先が業務に当たれないような状況にいつ陥るかもわかりません。委託先等を増やし、事業量を均等化することも除雪業務という業務上、特性上必要であると考えております。また、その除雪業務、燃料費対策によって反映された予算が士別市の財政に与える影響はどのようになると考えているのかお伺いいたします。

次に、融雪施設貸付制度であります。これは98年度の制度開始以来10年が経過いたしました。この制度の貸付額は10万円からで、返済は5年間60回払いの均等払いが無利息で貸し付けが受けられるようになっております。さきの新聞報道によりますと、これまでの貸付件数は75件、貸付総額は5,500万円となっております。05年度以降は年間3件以下と減少傾向にあります。これは、融雪施設の整備がされてきたことにもよりますが、融雪施設が整備されていない住宅地などは、依然排雪場所の確保に苦労している状況にあります。また、降雪時の事故や災害はなくなり、お年寄りや体の不自由な方の恐怖感や精神的なストレスは多大なものがあります。

そこで、ある一定額以上の融雪施設の設置に対する補助金や費用に応じた補助金の制度、また法人事業者、高齢者や障害者が融雪施設を設置する際に貸付制度を利用する場合の補助金制度を考えてはいかがでしょうか。

融雪対策で市営住宅に設置した融雪施設の稼働状況はどうなっているのでしょうか。1基当たりの設置費も高額であることから、試験的に設置して今日までどのような問題が発生しているのでしょうか。市営住宅入居者同士の融雪機の利用認知度の違いなどから当初の目的が達成されていないのではないのでしょうか。ここに来てボイラー燃料の高騰も利用促進にブレーキがかかっていると思うのですが、今後の融雪施設の新規設置の考えがあるのか、そしてこの施設の問題点を再検討してみたいかでしょうか。以前の定例会でも質問をしているのですが、市営住宅設置の融雪施設のランニングコストや設置での効果はどうなっているのかをお聞かせください。

次に、羊と雲の丘周辺環境維持について、最初に、周辺管理維持の主体は市になっているはずであります。市民はだれが維持管理していくのかを理解されているのでしょうか。北海道が事業主体で実施した生活環境保全林事業は、平成11年から14年までの4年間で2億6,800万円を投資した事業であり、その内容は遊歩道、あずまや等のほか38種類の樹種で7,400本の植栽が行われており、森林学習の場としてや市民憩いの場としての将来的には親しまれる公園施設になると思われます。しかし、羊の放牧場周辺は草刈り等の維持が行われて大変きれいでありますが、一方で環境保全林地域については、草も伸び放題であるし、植栽された花木等につ

いては、冬囲いが適正にされていないのか、折れている木も見受けられるのであります。羊関係施設と生環林整備箇所の維持管理のための線引きがされているのでしょうか。私が平成18年第2回定例会において、この地域の質問をさせていただいた折に、答弁では、当初平成18年度より市の管理体制のもと下刈り、冬囲い等の維持管理を市の予算でもって行い、ほかに市民の健康を保つ保健保安林としての指定を受けている場所でもあることから、今後は市民みずから保育活動を行うことで森林への意識高揚を図るためにも意義深いものがあり、市内各種団体に呼びかけて維持管理を検討していきたいと回答されたのですが、その後、市民を巻き込んだ中での維持管理に発展させるような活動はされているのかをお伺いします。

3点目に、火災警報装置設置事業の進捗についてであります。火災警報器については、平成18年6月施行の消防法改正において義務づけられているもので、平成19年から最終設置期限は平成23年5月31日までの設置義務があるわけではありますが、現時点での設置戸数は把握されているのか、特に市営住宅は昨年度から予算化して設置しており、今年度は449戸の設置予定で進められているのでありますが、一般住宅の所有者にはどのような周知をされ、設置確認はどんな方法でされているのでしょうか。

この装置は、新築住宅は建築時点で取り付けが義務化されており、その設置場所は寝室、階段、熱や煙が発生する場所に取りつけなければいけないのでありますが、一般住宅にはまだまだ設置されていないと感じていますが、このような現状から、市では広報の面から普及の促進を図ることや、設置確認においては消防職員における立ち会いと専用証、いわゆるワッペンの貼付など表示をしてはいかがなものでしょうか。また、低所得者層への設置費補助等もしていく考えはないのか、さらに市営住宅については、設置年限までどのような予定で、最終的には予算上でいかほどになるのか、この機会にお聞かせいただきたいと思えます。

最後の質問になりますが、自殺防止対策についてお聞きいたします。

現在、全国では年間に約3万人の方がみずから尊い命を絶ち、その数は近年増加の一途をたどっています。長らく続く景気低迷による中小企業の疲弊、ニートの増大等、経済的な問題や多感な中・高生の社会や教育への反発、またはいじめ問題等から起こる不幸な出来事、土別市においても統計上から平成17年6名、平成18年12月末時点では11名、そして平成19年度以降今日までも相当数の尊い命がみずから絶たれております。将来ある若者の心の闇を市政が照らすことはできないのでしょうか。家族の大黒柱が一人抱える閉塞感を市政が開く手助けをすることはできないのでしょうか。行政として何かできることはないのでしょうか。

神奈川県平塚市では、全国で初めて自殺防止条例を制定しておりまして、自殺未遂者や遺族に対するサポート対策を検討する情報支援検討会、市民向けのうつ病対策などの小冊子を作成する精神医療検討会や多重債務対策検討会の3つの分科会から構成された平塚市民の心と命を守る検討会を設置し、それぞれに関係団体や専門家、市民団体が参加している啓発活動では横断幕の作成や映画会等も開催されていると伺います。

土別市においても、自殺防止対策条例を制定してはどうでありませうか。医療機関、事業

主、学校、市民等と密接な連携をとり、自殺を未然に防ぐための電話対応や相談者の求めに応じ、面会などの相談窓口を設置し、情報を得たり、悩み相談に乗ることや、また自殺未遂者の心のケアをサポートするために専門のカウンセラーの紹介や派遣など、各段階に応じた施策を制定すれば少しでも尊い命を救えるのではないのでしょうか。また、そうした条例を制定することで市民が互いに思いやりを持って接し合い、家族のきずなを強固にできたり、職場環境を風通しよくしたりすることもできるのではないのでしょうか。明るい人間関係こそが豊かな未来を歩むための初めの一步であるし、大切な一步であります。それを市政がバックアップすることで士別市の未来もまた開けていくものだとは私は考えます。自殺防止対策条例の検討について市ではどのようにお考えでしょうか。まことに難しい問題ではありますが、この機会に自殺防止対策についての考え方をお聞きし、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 昼食を含め、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 4 7 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

副議長（池田 亨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に、私から自殺防止の対策について御答弁を申し上げまして、除雪対策、羊と雲の丘周辺環境維持並びに火災警報装置設置事業の進捗につきましては、それぞれ担当部長のほうから答弁を申し上げることにいたします。

我が国の自殺者数は、平成10年に前年の2万4,000人から3万2,000人に急増し、その後も3万人を超える高い水準で推移をしており、一向に減少の兆しが見えてこないことから、国は平成18年10月に自殺対策基本法を施行し、平成19年6月には自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱を閣議決定して、自殺を考えている人を一人でも多く救うために国を挙げて自殺対策を総合的に推進することとしたところでございます。

更に、北海道におきましても、心の健康づくり普及啓発事業に取り組むとともに、自殺対策を総合的に推進するために北海道自殺予防対策連絡会議を設置し、現在仮称ではありますが、北海道自殺対策行動計画の策定作業を進めているところであります。

また、本市における自殺者数につきましては、平成16年は8名、17年は6名、18年は11名の尊い命が失われております。こうした自殺の主な要因は、一般的に健康問題が一番多く、経済や生活、家庭問題などさまざまであり、不況によるリストラや倒産、多重債務などの社会的要因と、その人の性格傾向、家族の状況などの個人的要因が複雑に関係をしていると言われておりますが、自殺者の多くがうつ病などの精神疾患が背景にあることから、うつ状態にある人の

早期発見、早期治療を図ることが重要となっております。

そこで、本市における自殺対策についていろいろお話がありました。市民一人一人がうつ病を初めとする精神疾患に関する正しい知識を得て適切に対処する方法を身につけ、自殺を未然に防止していくため、心の健康について、健康教育の機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めております。また、自殺者の多くはさまざまな悩みが原因で、一人で悩み苦しむ耐えがたい状態にまで心理的に追い詰められた末の死であると考えられており、健康問題、家庭問題など個人の問題と思われる要因であっても、本人や家族による専門家への相談やうつ病等の治療を行うことが自殺防止を図る上で最も重要なことと考えております。

こうしたことから、本人や家族の方からの心の悩みなどについては、保健福祉センター及び朝日総合支所住民福祉課が日常の健康相談と同様に心の相談窓口となり、随時相談を受けており、これまでは自殺が危惧されるような相談はありませんが、年間数件の相談があり、内容に応じてうつ傾向などの状態がある場合には、精神神経科への受診などについて指導、助言をするとともに、状況によっては、訪問による相談などを継続的に実施しているところであります。更に、名寄保健所の心の相談では、毎月1回の医師による相談や精神保健専門の保健師が随時相談を実施をしておりますので、この相談活動と連携を図りながら対応しているところであります。

また、家庭や子供、あるいは生活などに関する悩み事の相談窓口としては、市民相談、無料法律相談、人権擁護相談、青少年相談室などの各種相談窓口が設置されており、個人のプライバシーに十分配慮するとともに、各窓口が連携しながら対応しており、更に名寄保健所の心の相談のほかに24時間電話相談を実施しております旭川のこの電話がありますので、これら各種相談窓口を広報紙やホームページによってお知らせをしているところであります。

自殺防止対策は、心の問題が大きく起因をすることから大変難しい課題であります。今後におきましても引き続き市民に相談窓口を周知するとともに、各種相談活動の充実に加え、心の健康づくり活動や心の相談を基本に、名寄保健所など関係機関と連携しながら自殺防止に努めてまいりたいと考えております。

自殺防止対策条例の制定につきましては、先ほど申し上げました道の北海道自殺対策行動計画が策定中ということもございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から羊と雲の丘周辺環境維持にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

初めに、羊と雲の丘の周辺の管理主体についてであります。羊と雲の丘は、管理区域が3つのゾーンに分かれており、1つには、レストラン羊飼いの家と世界のめん羊館、更にはその施設周辺と果樹園、2つ目は生活環境保全林、いわゆる生環林、3つ目は、平成11年度に開基

100周年記念で整備したふれあいの森の各ゾーンとなっております。このうち羊飼いの家と世界のめん羊館につきましては、指定管理者である羊と雲の丘観光株式会社が管理をしており、その内容は建物周辺の草刈りと清掃、花畑の肥培管理、さらには果樹園の防除や草刈りとなっております。また、生環林につきましては、下草刈りと冬囲い、更には風倒木の除去、そしてふれあいの森については、下草刈りを中心にそれぞれ経済部の職員が直接管理に当たっているところであります。

ただいま生環林の管理が不十分との御指摘がございました。この生環林については、平成14年度の事業完了を10年間とされていた道による保育事業が、その後の財政事情から5年に短縮され、18年度からは市の管理となったことを受け、市民が参画することで意識の高揚を図ることが意義深いとの御提言をいただいていたものであります。このため、市民観光意識盛り上げ事業と連動を基本に検討を行い、管理のうち果樹の剪定と小花木の冬囲いの取り外しについては比較的軽度な作業であるため、毎年この事業において多くの市民の参加を得て実施をしたところであります。

しかしながら、全体的な管理としては、傾斜地での刈り払い機による作業が主体となりますことから、お子さんはもとより大人の方であっても危険性が高いとの判断から、現在は市の職員が直接作業を行っているものであります。ただ、他の業務との関係から、下草刈りについては、夏の観光シーズンと秋の行楽シーズンの前とならざるを得ないのが現状であり、ただいまはこの間における管理について御指摘を受けたわけであります。

したがって、本市の生環林が市民の健康を保つ保健保安の場として本来の機能を十分に発揮できるものとなるよう下草刈りや樹木の管理はもとより、遊歩道における木製の橋や階段など、利用者の安全面に配慮した施設の維持について十分に意を配してまいるとともに、これまでに御提言のあった意識の高揚を図るための市民を巻き込んだ活動については、作業内容に応じて、これまでのように広く市民に呼びかけるもの、あるいは機械などを使用する場合には、一定の技術を有する企業や団体などに協力をいただくものなど、工夫をしながら多くの市民が参加できるものとなるよう今後において鋭意取り組んでまいります。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から除雪対策について及び火災警報装置設置事業の進捗についてお答えいたします。

最初に、除雪対策についてのお尋ねであります。

まず、機械燃料費高騰による委託費予算反映についてであります。本年度の除雪対策事業費は、補正予算を本定例会初日に議決いただいたところであり、その燃料単価は8月1日現在の土別市の契約単価を使用して計上いたしましたところであり、高騰が続いておりました燃料単価につきましては、現在はやや落ちつきを見せており、8月末あるいは今月にも若干の値下げもあったところであり、契約時期の11月における単価につきましては不明であるものの、大

幅な値上げとはならないものと予想されているところであります。

しかし、契約後に著しく燃料代が変動となった場合においては、契約約款の規定に基づき、契約金額の変更を請求することもできますので、単価調査の実施などにより適切な対応を図ってまいりたいと存じます。また、予算額に不足が生じた場合につきましては、補正予算により対応しなければならないものと考えております。

次に、委託先を増やすなどにより事業量の均等化をすることも必要ではないかとのお話であります。土別地区は土別環境整備事業協同組合と、朝日地区については朝日地区環境維持協同組合との契約を結んでおり、それぞれ参入業者や除雪路線の割り振りについても各組合において決定しているところであり、効率的な除雪作業を行うためには、経験と熟練した技術力が重要であると思われまますので、今後も各組合との契約を継続してまいりたいと考えております。

次に、財政に与える影響についてであります。除雪対策費は昨年度予算の3億1,794万円に対し、今年度は3億3,607万6,000円となっており、その差額は1,813万6,000円の増であります。その大部分が燃料高騰による要因となっております。いずれにいたしましても、今日の地方自治体における厳しい財政状況をかんがみますと、その影響につきましては、本市にとっても大きなものであると認識しておりますが、除排雪体制の充実が市民生活にとって欠かすことのできない極めて重要な施策であります。

次に、融雪施設設置資金貸付制度についてであります。この制度は、冬期間における快適な生活環境の向上を図るため、融雪施設の設置にかかる費用確保が困難な方に対し設置資金の一部、もしくは全部を貸し付けることを目的として、平成10年度に創設いたしましたものであり、市民及び本市において事業を営んでいる事業者の方が設置する融雪槽、ロードヒーティング、もしくはルーフヒーティングを対象としております。貸し付けにつきましては、市税の納入が良好であることや移動式以外の機器を対象とするなど一定の条件はありますが、設置費については80万円を限度として貸し付け、利息相当分について市が負担するものであります。

平成15年度からは、保証人をそれまでの2名から1名もしくは取り扱い金融機関の信用保証制度の利用も可能とするなど、より利用しやすい制度の見直しを行い、平成19年度までに75件の利用があったところであります。

そこで、ある一定額以上の融雪施設の設置に対する補助金や費用に応じた補助金制度、あるいは事業者、高齢者や障害者が融雪施設貸付制度を利用する場合の補助金制度を考えてはとのお話であります。現貸付制度の利子補給と補助金制度の考え方につきましては、いずれの支援も融雪施設設置費用の確保が困難な方を対象とするものでありまして、仮に一定額以上に対する補助金や費用に応じた補助金を交付した場合でも、設置費用の一部の助成となりますことから、一度にかなりの自己負担になることが考えられ、現貸付制度であれば貸付限度額はあるものの設置費用の大半を無利子で一括して確保できますし、最長5年間60回の分割返済ということで利用される方の経済的負担が軽減されるものと考えております。

また、事業者、高齢者や障害者の方が貸付制度を利用した上に、更に補助金制度を受けると

なりますと、多額の補助金を助成することとなり、本市の財政事情を勘案いたしますと困難と言わざるを得ない状況と考えるところであります。このことから、まずは、現制度が有効に活用されますよう市広報やホームページ等でより一層市民への周知を図りながら制度の推進に努めるとともに、高齢者や障害者の方々が利用しやすい制度の見直しも含め効果的な運用に努めてまいりたいと存じます。

次に、公営住宅の融雪施設事業の成果と今後の対策についてお答えいたします。

現在、稼働中の融雪施設は、市営住宅屋外環境整備事業として、平成17年度と18年度に東雲団地の一部に試験的に設置いたしました2基となっております。融雪槽の方式については、灯油ボイラーによるシャワータイプのFRP製であり、その設置費と通路の簡易舗装については市が負担し、灯油及び電気代等の維持管理費は入居者負担としているところであります。設置費用につきましては、通路の簡易舗装も含め平成17年度は1棟5戸分で約248万円、18年度は1棟4戸分で約281万円となっているところであります。

維持管理にかかる入居者負担につきましては、17年度設置の1棟5戸の住棟では、当初1戸当たり5,400円程度の年額負担でありましたが、現在は利用者が2戸となり、冬期間の負担額が1万7,000円から1万8,000円と割高になっているとのこととあります。これは、融雪槽を住棟の端に設置したため、一番奥の方が遠くて利用しづらい、あるいは単身で冬期間の出稼ぎが多く利用しないという方や、あるいは灯油代や電気代の負担を支払えないという方がいらっしやるなどの問題がありまして、2戸の利用となったところであります。

18年度設置の1棟4戸の住棟につきましては、全4戸で利用されており、除雪時間も取り決めて短時間にするなど負担費用の減額に努め1万1,000円程度の負担と聞いており、入居者の皆さん方の協力もあり、設置効果は十分あったのではないかと判断しているところであります。

先ほど申し上げました1棟5戸の住棟につきましては、全5戸が利用していただくよう、また道路等に雪を出さないよう今年度も継続して利用を呼びかけていきたいと考えております。

また、今後の融雪槽の新規設置についてであります。特に東雲団地におきましては、除雪スペースが狭く道路に雪を出している方が多いため、住宅前通路の広さ等による設置箇所も考慮して、継続して住棟ごとに設置していく所存ではありますが、現在1住棟において足並みがそろっていないこと、あわせて灯油代の高騰により負担費用が増えることを考えますと、しばらくの間設置の見送りもやむを得ない措置を考えております。このようなことから、今後の融雪槽の新規設置につきましては、十分な入居者との協議、また説明の上、全戸協力いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、火災警報装置の設置にかかる進捗状況についてお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置につきましては、消防法の改正により平成18年6月から必要となりましたが、既存住宅につきましては、5年間の猶予期間があり、平成23年5月末までに設置しなければならないこととなっております。

まず、一般住宅に対する周知及び設置確認についてであります。新築住宅においては、確

認申請時に設置箇所の図示を義務づけるとともに、完了検査時にその設置状況を確認しているところであり、確認通知書に土別地方消防事務組合消防本部が作成した啓発用チラシを添付し、建築主等に対する周知を図っております。既存住宅につきましては、消防本部において平成17年度から広報しべつに掲載するとともに、毎年チラシの全戸配布や看板、のぼり旗の設置、あるいは消防のホームページへの掲載、講習会での説明を行っており、特に本年は、より一層この運動を強化すべく住宅用火災警報器設置の文言を入れたうちわを作成し、啓蒙啓発に努めているところであります。建築確認申請が不要な住宅における火災警報器の設置確認については、個人のプライバシーなどの関係もあり、すべて消防職員が立ち会ってワッペン等を貼付するといった対応は難しいと判断しているとのことであります。

次に、低所得者層への設置費補助等についての御質問であります。設置箇所が寝室及び階段上部のみとされていますこと、また費用は高いもので1個六、七千円程度であり、多額な負担とはならないとの判断から、現時点では設置費用に対する補助についての考えは持っていないところであります。

次に、公共施設についての設置予定、予算見込みについての御質問がありました。教職員住宅につきましては、平成18年度より22年度までの5カ年で設置していく計画であり、空き住宅を除く全116戸で232万円を見込んでおり、朝日地区にある市職員住宅につきましては、本年6月に現在使用中の16戸について設置し、その費用は約7万7,000円となっております。また、市営住宅につきましては、平成19年度より23年度の5カ年での整備を計画しており、戸別改善に伴う住戸への設置や自動火災報知設備が設置されている住棟及び空き住宅などを除く990戸に対する設置費用として1,505万円を見込んでいます。この住宅用火災警報器の設置につきましては、従来個人の自助努力と考えておりましたが、設置義務の期間が定められておりますことから、今後とも引き続き各種会議、更には広報紙等を活用し、全戸設置されるよう各関係部署との連携をとりながら啓蒙啓発を継続してまいりたいと存じます。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 菅原議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 1点だけ再質問をさせていただきます。

羊と雲の丘周辺整備の環境維持の関係でございます。これは、先ほど質問の中でお話ししましたが、道が約2億7,000万円の予算を投下しながら、あの地域の美化を図ったわけでありまして、その目的はやはり健康保持ということで、38種類の花木7,400本が植栽されている地域でもあるわけでありまして、先ほどの答弁からいきますと、春、秋2回の下草刈りをしているんだと、それを職員で賄っているということであります。18年の2回の定例会の折には、市内の各団体、観光関係のボランティア団体に呼びかけて、あの地域の維持をしていくんだということでありましたが、余りにも羊の丘周辺と生環林の事業箇所とのギャップが大きいということが挙げられるんじゃないかと思えます。

皆さんも御承知のとおり、あの地域は遊歩道で木質のチップ、ウッドチップを敷いた歩道で

ありまして、そのチップが、歩道が草によって見えないような状況にあるわけでありまして。更には、橋とかあずまや等々についても建てっぱなしの状態であって、若干傷んでいるところもあるんですが、修復した様子が一つも見受けられないという状況であるので、要するにだれがあつた場所を管理していくのかということでは私はこの質問をさせていただいたのであります。

非常に多種の花木が植えられておりまして、そこに樹木名を書いた板が設置されてあるわけでありまして、あの草のような状況の中では、子供さんであれば入っていかないというふうに思います。せっかくの意味がなされていないということもありますので、どうかこの機会に、職員で対応できるような面積じゃないというふうに私も思うわけでありまして、全体の生環林の事業でやられた面積がいかほどかということ、そしてまた、年2回の草刈りである場所が市民の憩いの場として果たしてなるのかということ、その辺もう一度前向きな答弁をいただいております。 (降壇)

副議長(池田 亨君) 相山経済部長。

経済部長(相山佳則君)(登壇) ただいま再度生環林の管理について御質問をいただいたわけでありまして、あそこの面積は約10ヘクタールほどございます。それで、果樹の部分と今お話にありました木のチップを敷き詰めた部分とございまして、今年については、先ほど申しましたように、夏の観光シーズン前と秋の行楽シーズンの前ということで、先ほど山田議員に御質問いただきましたけれども、ホテルの里の遊歩道設置もございましたものですから、その前にということで、7月2日にあそこの遊歩道とあと全域の草刈りをやったわけでございます。

ただ、その後、私どもの点検の不行き届きもあったというふうに考えておりますけれども、8月、産業フェアが終わった後に点検を行ったときには、菅原議員から御指摘のあったようなあのチップのところも草が伸びて、歩くのにちょっと困難というか、どこが歩道かわからないという状態もあったと。それと、途中で沢を渡る橋等もあったわけなんですけれども、そこも秋口のしけるようなときには、コケが生えたような状態になって滑るというようなこともあったんで、そこも何とかブラッシングして滑らないようにするというのと、あと滑りますよという市民の方にお知らせするような看板も立ててきたということでございます。

ただ、今お話にありましたように、いろいろ業務を抱えている中で職員だけで対応する。前回18年に御質問をいただいたときには、市民の方にみんなでやっていただくことで意識が高まるということで、まさしくそのとおりでございまして、私どもそのことで検討したわけでありまして、あそこについては、一部機械に、草刈り機をつけて全地域を回らなければならぬということと、チップを敷き詰めたところについては、刈り払い機を持って行ってやらなきゃならないということで、多くの方に呼びかけてやっていただくと相当危険だということで、このところ職員でやってきたという経過がございます。

ただ、管理が年数回もやれるという状況ではございませんので、言ったように、専門の方にお任せするところはお任せするような方向と、それと、もう一つは多くの市民を、例えば牧さ

くのペンキ塗りのように、ああいっただ危険性の伴う作業ではございませんので、専門の方がいらっしゃる団体ですとか、あるいは企業の方にも呼びかけをして多くの方でやっていただくということを基本にしながら、そのほかについては、市の事業としてある一定の予算化をするなどしながら管理に万全を尽くしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 11番 遠山昭二議員。

11番（遠山昭二君）（登壇） 平成20年第3回定例会に当たり、さきの通告に従い一般質問をいたします。

質問の1点目は、緑豊かなまちづくりについてであります。

朝日町との合併により森林が行政面積の約75%を占め、まさに豊かな自然環境に恵まれた地域として、さらに環境保全、あるいは地球温暖化防止に大きな役割を担うことができるものと、これらの今後における保全と育成に期待しているところであります。

総合計画によれば、豊かな森林の育成と生産基盤の整備、地場産資材等の需要拡大と木材産業の振興、森林、緑環境の整備が施策の体系に据えられ、特に森林整備を初め自然と景観に配慮した森づくり、森林の有する多面的機能の充実を図ることを中心とした森林ウォッチング事業などを計画に掲げられております。現代社会は急速に変化し、都会での生活に疲れた人たちがこうした豊かな自然の中で体をいやし、心をやすケースが急増している。地方においても高齢化が進み、健康に対する関心の高まりとも相まって、自然の中で体験的な活動を行う機会が増えてきたことは申し上げるまでもありません。

更に、土別は緑に囲まれたすばらしい自然環境を有するまちだという評価を受けているところでもありますが、これを今後更に発展させ、豊かな森林の育成と親しむことができる環境をつくっていくことは極めて重要なことでないかと思うのであります。羊と雲の丘にはふれあいの森が整備され、フットパスなども整備されて、多くの市民の方々が利用されていることから、こうした傾向はさらに強まっていくものと考えます。

そこで、今後どのような視点に立って森林整備を実施していく考えなのか、森林整備とあわせて森林に親しむ機会づくりをどのように行っているのか、お考えをお聞きいたします。

次に、公園や街路における樹木についてであります。本市はその周辺を山林が囲み、豊かな緑に恵まれたまちであることはさきに申し上げたとおりであります。しかしながら、札幌や東京など都会へ行くと、まちの中の公園や街路にたくさんの樹木が植栽され、あるいは古い木を大切に管理されるなど多くの人たちがそこで休息したり、軽スポーツを楽しんだり、食事をしたり、まさにオアシス的な役割を果たしているものが目につきます。

土別に目を向けてみますと、周囲は豊かな森林に囲まれているもののまちの中には意外に緑が少ない現況であるのではないかと思うのであります。都市計画街路を中心に、街路には植樹がなされており、中央通りや宮下通りの桜やナナカマドなどの街路樹など季節ごとに実にきれ

いな風景が演出されており、市民の財産になっているわけではありますが、時に老木化などで伐採された後には十分な補充がなされていなかったり、傷んだ街路樹の手当て、植えかえなどが十分になされていない箇所が多く見られます。これらの街路樹の管理はどのようにされているのでしょうか。土別を訪れる人たちに、土別のまちはごみが落ちていないし、整備も行き届いていてきれいなまちだなというおほめの言葉をいただくと、実にうれしい気分になるわけですが、こうした評価を今後更に充実させていく土別の特徴あるまちづくりにとって大切な取り組みではないかと思います。計画的な街路樹の植栽を実施し、まちの中にもっと多くの緑が増えていくことを願うものでありますが、そのお考えをお聞きいたします。

更に、地域の公園についてであります。水郷公園やふどう公園などの都市公園には多くの樹木があり、散策路も整備され、すばらしい公園になっています。

一方で、地域の公園を見ると、イベント広場として活用するなどの機能もあるとは思いますが、敷地内に樹木が少ない公園が多いのではないかと思います。特に、高齢者の方々は交通手段もなく、なかなか都市公園には足を運べない実態ではないでしょうか。こうした方々にまち中で緑を楽しみ休息をとれるオアシスとして整備していく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。地域の公園には整備後相当の時間がたっているものも多く、補修や再整備が必要となっているところが多いとお聞きいたします。樹木が成長するには長い年月が必要となります。長期的な視点に立って整備の方向性を定めていくことが必要になりますが、特にこれからは将来における地球温暖化防止を見据えて、緑豊かなまちづくりを進めていくことが本市にとって重要な課題と考えるところであります。街路や公園の植栽を計画的に、長期的な視点で整備をしていくことが求められると思いますが、その方向性や考えをお聞きいたします。

次に、質問2点目ですが、ふるさと農園づくりについてであります。

近年、都市住民と農村の交流が活性化し、特にレクリエーション活動の一環として農作物の栽培、農作業を通じた教育や高齢者対策などに力を入れている都市が増加しております。都市部のサラリーマン家庭や住民の方が生活の充実を目的に自家用野菜や花を栽培している、児童・生徒が体験学習する場、あるいは高齢者の生きがい対策として、いわゆるふれあい農園を設置し貸し出しをすることで交流の促進と地域の活性化に寄与するものであります。小規模の農地を貸し出しし、野菜や花を育てる仕組み、ドイツではクラインガルテンと呼ばれているようにヨーロッパでは古くから取り組まれているようであります。

我が国においても、近年農林水産省が積極的にこの事業を推進し、特定農地貸付法の整備などによって、ふれあい農園や市民農園の開設を促しております。本市においては、過去に北町の福祉センターの周辺に1区画2坪ほどの福祉菜園を貸し出しする事例があったと思いますが、給食センターの立地によって閉鎖された経緯もあります。友好都市であります三好町においても、さんさんの郷で町民向けの農地貸し出しを実施しており、好評を得ているという話もお聞きしております。

更に、札幌などの都市部においては、行政が農園を開設しているほか、農家が農協との連携で自主的に市民農園を開設しているケースも増えてきているようであります。現在、市長を先頭に国営農地再編事業の実現に向けて、農協、土地改良区、地域の方々が一丸となって取り組んでいるところで、これが実現すると、土別市は新しい形の夢と希望にあふれる農業のまちとしてさらに大きく発展していくものと期待するところであります。

農業を基幹産業とするまちとして、こうした農業関連の事業に積極的に取り組むことも重要と考えています。家族のレクリエーション活動として、教育活動として、高齢者の生きがい対策として、更に今、本市でも取り組みが進められている移住対策としてふるさと農園づくりを進めていくことで市外からもたくさんの人が土別を訪れてくれることにもつながる、地域の活性化や過疎化対策に役割を果たすものと考えますが、そのお考えをお聞きし、私の一般質問いたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えをいたしますが、私から、緑豊かなまちづくりに関する御質問のうち、森林の育成と森林に親しむ環境づくり、これについて御答弁を申し上げ、街路や公園などに豊かな緑の空間につきましては、建設水道部長から、ふるさと農園づくりにつきましては、経済部長からそれぞれ答弁をいたします。

さて、森林の育成と森林に親しむ環境づくりについてのお尋ねであります。森林は国土の保全、水資源の涵養に加えて、快適な生活環境の保全など公益に資する機能や木材等を生産する機能を有し、私たちの生活に深く結びついております。このため本市における森林整備は、それぞれの森林が持つ多面的機能に配慮しながら水土保全や森林と人との共生など、その重視すべき機能に応じて望ましい森林の姿へ誘導するために、適切な保育や間伐等を促進するとともに、造林から保育、更には伐採に至るまでの総合的な施業体系による整備や保全を基本的な視点として行うものであります。また、この推進において、森林組合を初め林業にかかわる企業などの協力のもと、森林整備地域活動支援交付金事業や森林環境保全整備事業を活用して取り組むものであります。

更に、今年度から森林の間伐などの実施の促進に関する特別措置法が施行となりましたことにより、補助事業として林齢に制限されることなく間伐を実施できるなどメリットも大きいことから、制度の活用に鋭意努め、ただいま申し上げました森林の整備を長期的な視点で持続的に発展させることで、将来においても有効に活用できる貴重な財産として守り育ててまいりたいと存じます。

次に、森林に親しむ環境づくりについてであります。本市は恵まれた森林を有していることから、羊と雲の丘には、身近に森林と親しむことができるふれあいの森やフットパスコースを設置しており、また毎年市民観光意識盛り上げ事業に参加する市民が果樹の剪定や小花木の冬囲いの取り外しを行うことで、自然を育てる意識の高揚を図り、更には市内の保育所や各種の福祉施設などにも、果樹園でのサクランボやハタンキョウの収穫を通して森林に親しむ機会

を提供するなど、広く市民や訪れる人たちが森林空間を楽しむことのできる憩いの場となるよう努めているところであります。

また、岩尾内湖周辺についても森林の総合利用の推進を図る観点から、森林のふれあいの場としての整備がされておりますことから、私たちの暮らしと生命を守る大切な財産であります森林に対する理解と森林を守り育てる学習と交流を目的に、今年で5回目となる森林ウォッチングを今回は市民団体の協力を得て開催しており、樹名板の作成や林内での観察などを行ったところであります。

更に、朝日地区では、将来を担う子供たちや地域の住民に森林が地球環境に果たす役割を認識してもらい、森林や緑に対する理解を深めてもらうことを目的に、毎年植樹祭を実施しておりますが、特に今年はふるさと林道における森林浴を兼ねたハイキングを一体的に実施することで、生育林が環境に果たす役割を身近に感じてもらうとともに、植樹の重要性につきましても認識してもらえるような内容で準備を進めているところであり、一般参加者に加え、地区の児童・生徒や保護者が参加できる機会の拡充によって、地域全体での森林愛護の啓発が図られるものと考えております。

したがいまして、森林に対する市民のニーズにこたえるべく森林や自然に親しむ環境づくりを、地域や関係団体と協力をして推進するとともに、計画的に健全な森づくりを行うことで、お話にありました土別は緑に囲まれたすばらしいまちという評価を今後とも受けることができますように鋭意努力をしてまいりたいと思います。

以上、申し上げます。答弁いたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から公園や街路における植樹についてお答えいたします。

まず、街路樹についてであります。整備済みの街路樹につきましては、植栽延長が11.43キロメートル、現在の植樹数は約1,440本となっております。これら街路樹の点検は道路パトロールとあわせて行うほか、月2回の実施に加え、春先の新芽が出るころや病害虫の発生時期、あるいは風が強い日の翌日などに必要に応じて実施しているところであります。また、街路樹の下草刈りを年3回ほど、剪定は樹木の種類により成長が異なりますことから、主に春、秋と冬に実施し、枯れ木については倒木のおそれがないよう随時伐採しているところであります。

計画的な街路樹の植栽につきましては、街路事業による整備において、道路機能の向上、道路修景、環境保全を目的として植樹ますや植樹帯に、その地域に合った高木や低木を植栽することが事業に組み込まれているところであり、本市におきましては、土別市の木でありますナナカマドを基本とした街路樹の植栽を進めてきているほか、現在整備中であります東大通りや完了した若葉通りにおきましても、地域の皆さんからのアンケートで要望のありました樹種の高木を6メートルから8メートルの間隔で植栽し、親しまれる道路となるよう計画を進めているところであります。

今後整備する街路につきましても、同様に取り扱ってまいりたいと存じます。また、補植につきましても、平成16年9月の風台風により街路樹が倒木した箇所を重点に、平成17年度に100本の植樹をした経緯がありますが、老木などによる伐採後について補植を行っていない箇所が500カ所程度あり、今後は計画的な植栽の必要があるものと考えております。

次に、地区の公園、いわゆる街区公園につきましても、21カ所のうち19カ所は冬期間の雪置き場としての使用や地域行事のイベント会場などに使用されていることから、植栽場所が一部周辺箇所等に限定されている状況にあります。今後におきましても、影響の少ない場所への植栽を検討するなど、よりよい公園を目指した維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、公園や緑地は市民の憩いとふれあいの場であり、快適な環境づくりや災害発生時の避難場所としても大切な都市施設であります。整備完了から相当年数の経過した公園もあり、利用形態の変化や市民ニーズに対応した公園再整備や適切な補修について、地域の方々との協議を十分行いながら進めるとともに、街路樹や公園の樹木についても長期的視点に立った整備を検討してまいりたいと存じます。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私からふるさと農園にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

お話のふるさと農園を含む市民農園は、農業と農村が本来有している多面的機能のうち、安らぎや保健休養という機能が再認識される中で全国的に開設が進み、とりわけ特定農地貸付法や市民農園整備促進法が施行されて以降、この20年間で関東地方の都市部圏域を初めとしながら3,200カ所を超える状況となっております。

本市における市民農園は、畑作体験の川西じゃがいもの丘農園と稲作体験の上土別きたごりんファームが平成14年にそれぞれ開設されております。このうち、じゃがいもの丘農園は1区画68平方メートルの圃場が13区画あり、今年は10家族が参加してこだわりの野菜づくりなどを楽しむとともに、隣接する200平方メートルのバレイショ共同圃場では、男爵が作付されて、先月23日には、参加家族と地域の生産者との交流による収穫作業がにぎやかに行われたところであります。

一方、きたごりんファームは2,000平方メートルの水田が1区画86平方メートルの23区画に分かれており、博物館が主催する食育の一環としての児童や市内の家族を初め、遠くは千歳、旭川からの家族が参加する中で、ほしのゆめが作付されており、今月中旬には稲刈り、はさかけが行われ、その後は脱穀作業にあわせて収穫祭が行われるところであります。

このように、本市では畑と水田を活用した農園利用方式による市民農園が家族レクリエーションの場として、食育に視点を置いた教育の場として、更には日常生活に安らぎと潤いを与える場として活用されておりますことから、基幹産業である農業の大切さを市民の方々などが体験と交流を通して理解を深めていくことに果たす役割は、極めて大きなものとなっております。

また、お話の移住促進については、本市の食や自然、農業体験などの魅力を発信し、都会の方々を迎え入れようとするものでありますので、市民農園はこの取り組みにも大きな効果があると考えるものであります。

したがいまして、今後ともこの農園づくりを進めていくことは重要であり、この推進に当たっては、地域農業者が市民などとの交流を深めている現在の農家の圃場を利用する取り組みを生かし、市内外から多くの方々に参加していただく中で、今後これを更に拡大させるものとなるよう地域の方々と十分に協議をしながら対応してまいりたいと存じます。

以上、申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時24分散会）